

京都市都市計画局週休二日工事实施要領
(令和 8 年 7 月改定版)

1 目的

本要領は、建設産業における労働者の労働環境の改善と中長期的な育成・確保を図ることを目的に、都市計画局が所管する工事における週休二日工事（以下「週休二日工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休二日

「週休二日」は、現場閉所の実施状況により以下の 3 つに区分する。

ア 「完全週休二日」とは、対象期間の全ての週において、1 週あたり 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「月単位の週休二日」とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 「通期の週休二日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期の始期から工期末までの期間をいう。

なお、以下の期間（以下「対象外とする期間」という。）は対象期間に含まない。

ア 年末年始休暇 6 日間（※）

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

カ その他

※ 日数を変更する場合は、受発注者間で協議して決定した期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態も含む。

3 週休二日の達成基準

(1) 完全週休二日

対象期間内の全ての週において現場閉所日数が2日以上の水準に達していること。

※対象期間が7日に満たない週については、その週に含まれる土曜日及び日曜日と同じ日数分の現場閉所を行ってれば達成とみなす。

(2) 月単位の週休二日

対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達していること。

※暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成とみなす。

(3) 通期の週休二日

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達していること。

上記(1)及び(2)において、現場閉所日（休日）を土曜日・日曜日としない場合は、受発注者間で協議した上で、別の曜日を閉所日として指定することができる。

上記(1)～(3)において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不可能日についても、1日を通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含める。

4 対象工事

都市計画局が発注する全ての建築工事、電気工事及び機械工事を対象とする。

ただし、工事担当課が週休二日に馴染まないと判断する場合は対象外とする。

5 発注方式

2(1)ア～ウのいずれの区分においても、発注者指定方式とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

6 対象区分の明示

2(1)ア～ウのいずれかの区分である旨等の明示は、設計図書への記載により行うものとする。

7 現場閉所の確認方法等

(1) 現場閉所の確認方法

ア 工事着手前

- ・ 監督員及び受注者は、「対象期間」の設定のため、対象外とする期間（2(2)ア～カに該当する期間）を協議により決定する。

- ・ 受注者は、契約工期開始後速やかに、週休二日取組み状況予定（参考様式1 予定欄参照）について記載した資料を作成し、監督員に提出する。監督員は、受領した資料から現場閉所の予定日及び現場閉所率を確認する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整する。

イ 工事着手後

- ・ 受注者は、三週間工程表など工程を記録した書類（参考様式2）に現場閉所日を記載し、監督員に提出する。完全週休二日及び月単位の週休二日の場合は、月ごとに週休二日取組み状況実績を記載した書類（参考様式1 実績欄参照）を監督員に提出する。また、監督員は、工事期間中を通じて、現場閉所状況を確認する。
- ・ 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度、週休二日取組み状況予定を記載した資料を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

ウ 工事完了後

- ・ 受注者は、工事完了後、速やかに書面にて最終の達成状況を報告する。（参考様式1 実績欄参照）

(2) 工事成績評価

週休二日が達成された場合、工事成績評価の「2. 施工状況」「Ⅱ. 工程管理」で評価する。また、完全週休二日及び月単位の週休二日を達成した場合は、「5. 創意工夫」「その他〈週休二日〉」において加点評価する。

提出された工程表が通期の週休二日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休二日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「2. 施工状況」「Ⅱ. 工程管理」において点数を減ずる措置を行うものとする。

(3) 週休二日工事である旨の見える化

受注者は、工事現場に週休二日工事である旨を仮囲い等に明示する。監督員は、明示前に、施設管理者等の承諾を得る。

8 週休二日工事の留意事項

- (1) 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休二日の取組を円滑に推進するよう配慮する。
- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- (4) 工期延長及び工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (5) 週休二日工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (6) 受注者は、工事完成後、速やかに下記ホームページに掲載するアンケート調査に協力する。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000253120.html>

附則

本要領は、令和８年７月以降に設計を行う工事から適用する。